

## パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

意見 No.	意見（要旨）	対応	区の考え方
1	このワンルームマンション規制が、単身者を遠ざける、というよりお断りとの印象も受け、非常に違和感がある。単身者でもきちんと住民登録をさせて、区の税収増を図る対策をとるべきである。すでに条例があるので、それをなくせとまでは言わないが、長屋は対象外として、あまり単身者お断りの姿勢を出しすぎないようにするべきだと思う。	d	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例は、区民の円滑な近隣関係の維持と、良好な居住環境の形成に資することを目的として制定しました。</p> <p>条例の対象としていないワンルーム形式の集合住宅である長屋については、3階以上かつ10戸以上の規模の建築が、近年増加しています。このため、他の共同住宅等と同様に、適正な管理など円滑な近隣関係の維持と、居住面積の確保など良好な居住環境の形成を図るため、長屋を新たに条例の対象として追加すべきと考えています。</p>
2	きちんと新宿区に住んでいる人が住民税を払うように入居の段階で貸し主が借り主の確認を行うようにしてほしい。	d	<p>ご意見として伺います。</p> <p>住民税の課税・納税に関しては、区が法令に基づいて適切に行っていきます。</p>
3	今後の老朽化もふまえ豊島区のようにマンション管理条例も視野にいれてほしい。	d	<p>ご意見として伺います。</p> <p>豊島区では平成23年度に「豊島区マンション管理推進条例」を施行し、分譲マンションの管理状況を把握するための「マンション管理状況届出制度」を実施しています。</p> <p>一方、東京都は今年度、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を制定し、令和2年度に「マンション管理状況届出制度」を創設します。区は、この都条例に基づき、マンション管理状況の届出の受理、調査・助言等を実施し、東京都とともに分譲マンションの適正な管理を促進していきます。</p>